

令和5年3月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和5年3月28日(火)午前9時30分から午前11時23分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第14号) 相模原市教育委員会参与の人事について(教育局)

日程第 2 (議案第15号) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第 3 (議案第16号) 相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則について(教育局)

日程第 4 (議案第17号) 相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第 5 (議案第18号) 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について(学校教育部)

日程第 6 (議案第19号) 博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 7 (議案第20号) 相模原市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第21号) 相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標の変更について(学校教育部)

4. 報告案件

日程第 9 (報告第 5号) 学校財務事務研修の実施について(学務課)

日程第10 (報告第 6号) 令和4年度教職員研修実施状況等について(教育センター)

出席した教育長及び委員（４名）

教 育 長 渡 邊 志寿代
教育長職務代理者 小 泉 和 義
委 員 平 岩 夏 木
委 員 白 石 卓 之

欠席した委員（２名）

委 員 岩 田 美 香
委 員 宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長	高 橋 良 明	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	片 岡 聡 一
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	生涯学習部長	増 田 美樹夫
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	兼 杉 千 秋	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的 場 秀 剛
教育総務室総括副主幹 (人事給与班)	境 賢	教育総務室主査 (人事給与班)	須 澤 可奈子
教 育 局 参 事 兼学務課長	佐 藤 洋 一	学務課総括副主幹 (学務班)	一之瀬 素 弘
学務課総括副主幹 (就学支援班)	田 中 邦 華	学 校 教 育 課 長	松 本 祥 勝
学校教育課担当課長	三 谷 将 史	教 職 員 人 事 課 長	中 井 一 臣
教職員人事課総括副主幹 (企画班)	田 村 圭 治	学校保健課総括副主幹	秋 澤 亮 子
教育センター所長	宮 原 幸 雄	教育センター担当課長 (研究・研修班)	奥 津 光 郎
文化財保護課長	武 井 弘 子	文化財保護課担当課長	松 下 勝 彦
博 物 館 長	佐々木 晴 美	博物館総括副主幹 (企画情報班)	河 本 雅 人

事務局職員出席者

教育総務室主任 栗 原 明 伸 教育総務室主事 田 中 瑠 菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の出席は4名で定足数に達しております。

なお、本日、岩田委員と宇田川委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と平岩委員を指名いたします。

相模原市教育委員会参与の人事について

渡邊教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、議案第14号、「相模原市教育委員会参与の人事について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

兼杉教育総務室長 それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教育委員会参与を委嘱いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

議案第14号 関係資料をご覧ください。1の背景でございますが、相模原市教育委員会参与は、専門的な知識、経験又は識見が必要とされる教育行政課題等について、教育委員会事務局に対して必要な意見を述べ、又は助言を行う職として令和4年12月に設置した職でございます。

今後、小中学校等における給食費の公会計化が始まるとともに、新たな給食センター等の整備をはじめとする中学校の全員喫食という行政課題に対し、令和8年中の供用開始を目標にスピード感をもって対応するため、引き続き専門的な知識や経験のある現職に委嘱するものでございます。

2の委嘱対象者、鈴木英之氏の経歴でございます。前の教育長であり、令和4年12月14日から令和5年3月31日まで教育委員会参与として委嘱されています。

議案第14号にお戻りください。委嘱日は令和5年4月1日、報酬額は月額18,000円、任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 引き続きということだったと思いますけれども、これまで12月14日から約3か月ほど勤務されたことになるかと思いますが、これまでの間で実績として何日ぐらいの勤務があったのか、全員喫食という行政課題に対しということが書いてあるのですけれども、これ以外の項目についても新たなものが出ればその経験を生かしていただくという理解でよろしいでしょうか。

兼杉教育総務室長 まずこれまでの勤務実績でございますが、基本的な勤務は月10日程度を想定しておりまして、今年度の出勤日数ですが、平均で約月7日間ご勤務いただいております。また、今後の行政課題等につきましてでございますが、基本的には学校運営等における給食改革に向けた総合調整等を行っていただくことを想定しておりまして、ほかの分野のご助言等につきましても、出勤をされている日にご相談をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。特によろしいでしょうか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第14号、「相模原市教育委員会参与の人事について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第14号は可決されました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 次に、日程2、議案第15号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

兼杉教育総務室長 それでは、議案第15号についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、教育委員会事務局の分掌事務に係る規定を改正いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

議案第15号 関係資料をご覧いただきたいと存じます。また、2枚目以降に改正する

箇所を下線でお示ししております。併せてご参照いただければと存じます。

では、1枚目、1 教育総務室の分掌事務でございます。個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることにより、法が地方公共団体の機関に直接適用され、現在の相模原市個人情報保護条例が廃止となるため、「相模原市個人情報保護条例に規定する事務の指導及び助言に関すること。」から「個人情報の保護に係る事務の指導及び助言に関すること。」へ改正するものでございます。

2の学校給食課の分掌事務でございます。令和5年度から学校給食費の公会計化を開始することから、「学校給食費に関すること。」を追加するものでございます。

3の教職員給与厚生課の分掌事務でございます。令和5年度から、職員の定年の段階的な引上げに伴い、隔年で定年退職者が生じないこととなり、年度間で退職手当の大幅な増減が見込まれるため、退職手当の支給に必要となる財源の年度間の調整を図ることを目的に、相模原市退職手当調整基金を設置することから、「退職手当調整基金の運用管理に関すること。」を追加するものでございます。

議案第15号にお戻りください。施行期日でございますが、令和5年4月1日とするものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 教育総務室の事務分掌の関係で質問させていただきます。この条例等が変わることによって市民が受ける影響というのはどうなるのか、変化があるかないか、職員の事務としてはどうなるのか。この先の話ですけれども、想定されるものがあつたら教えてください。

以上です。

境教育総務室総括副主幹 今回の法改正に伴う事務分掌の改正でございますが、法律が直接地方公共団体に適用されると法改正されましたので条例が廃止になりますが、特段これまでと解釈等が変わるとは聞いておりませんので、個人情報の定義とかも現行の条例と基本的に同じで、ただ、開示請求等の対応について一部事務の変更があるとは聞いておりますが、それ以外に何か市民の方々に大きな影響はございません。

以上です。

小泉教育長職務代理者 職員の事務もそんなに変わらないということですね。分かりました。

渡邊教育長 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第15号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決されました。

相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則について

渡邊教育長 次に、日程3、議案第16号、「相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、議案第16号についてご説明いたします。

まず、議案の2枚おめくりいただきまして、提案の理由ですけれども、相模原市立幼稚園の廃止及び相模原市立鳥屋学園の設置に伴う規定の改正及び規則の廃止その他所要の改正をいたしたく、相模原市立教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものです。

2枚お戻りいただきまして、改正内容ですけれども、第1条の相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正から2枚おめくりいただきまして、第11条、相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の一部改正まで、用語の整理等の所要の改正の必要が生じるため、関係規則を整理するものでございます。なお、用語の整理以外の部分についてご説明いたします。

1枚お戻りいただきまして、第5条の学校教育法施行細則の改正につきましては、別表第1、これについては小学校通学区域の表ですが、この部分、鳥屋小学校の項を削るとともに、別表第2、これについては中学校通学区域の表ですけれども、鳥屋中学校の項を削り、別表第3、義務教育学校通学区域の表の青和学園の次に鳥屋学園の項を加えるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第12条でございますが、相模原市立幼稚園の管理運営に関する規則を廃止するものです。

最後に、施行期日ですが、ご承認いただきましたら、今年の4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

では、特に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第16号、「相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 次に、日程4、議案第17号、「相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 議案第17号についてご説明申し上げます。

議案の下段、提案の理由についてですが、相模原市立大野南中学校分校において、校外活動費を奨励金として交付するための交付の範囲に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく、相模原教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものです。

1枚おめくりいただきまして関係資料です。

1、本事案の概要についてですが、令和4年4月に夜間中学として開校した相模原市立大野南中学校分校に在籍する生徒に対する就学援助について規定する「相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則」について、新たに校外活動費を対象費目として追加する規則改正を行うものです。

次の2、改正の理由ですが、当該校において、令和5年度以降の教育課程に校外活動が組み込まれますことから、経済的な要因により就学を断念せざるを得ない者が生じないよ

う、新たに校外活動費を対象費目として追加することにより、教育機会の確保・継続を支援するものでございます。

次に、3、改正の内容についてですが、関係資料を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。新旧対照表の1ページの下から2ページの上段、3条第1項の第2号ということで、通学費を第3号として、第1号の次に第2号、校外活動費を追加するものでございます。変更箇所については下線を引かせていただいております。

令和5年度から校外活動が教育課程に組み込まれますことから、施行日については、ご承認いただきましたら、来月の4月1日とするものでございます。

続きまして、関係資料の1ページにお戻りいただきまして4、夜間中学における就学援助制度の概要についてです。通常の中学校に在籍する学齢生徒に対する就学援助に準ずるとしてありますが、援助費目については、夜間中学において要する費目のみとなっており、今回の改正により学用品費、校外活動費、通学費の3費目が対象となったものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 校外活動費ということで、具体的にどのようなときにこれが使われるのかという部分と、実費額が上限2,310円ということですが、このような額にした算定の根拠を教えていただければと思います。あと、もし可能であれば、次年度、夜間中学に新たに入学される方は何人ぐらいいるのかも併せて教えていただければと思います。

以上です。

佐藤学務課長 まず、校外活動費について、具体的にということですが、普段は分校で授業等を受けておりますけれども、校外活動として、令和4年度では若あゆ等に行つて学習をしたことがございます。そのようなものを校外活動と、要するに学校の外で行う授業という形で捉えておりますけれども、そのようなものに対して援助をするということで、具体的には旅費ですとか施設利用料というものが場合によっては発生するというものでございます。それらに対して援助を行うという趣旨でございます。

それから、2,310円を上限額として援助額の設定をさせていただいておりますけれ

ども、これにつきましては、現在の中学校の就学支援の校外活動費も同じ2,310円でやらせていただいています。また、この夜間中学の校外活動については、令和4年度は先ほども申し上げたとおり市内で実施したということもございます。今年、令和5年度は県内で実施をしたいという考えもあるみたいですが、まだ具体的な実績がないという中では、現在の2,310円の上限額に合わせて設定をさせていただいたという考え方でございます。

今年の令和5年度の入学者数ですが、12名を予定しているところでございます。

以上です。

渡邊教育長 ほかに何かご質問、ご意見等ございますか。

ございませんので、これより採決を行います。

議案第17号、「相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・9:50～9:55)

渡邊教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

兼杉教育総務室長 先ほど議案第15号につきまして、小泉委員の方から質問がございました件で、教育総務室の分掌事務について何か影響等、あとは市民に対しての影響がどうかというご質問に対しまして、教育総務室の事務については特に変更はなく、市民に対しても大きな影響はないと答弁させていただきましたが、教育総務室の事務につきましては大きな変更はございませんが、市の業務といたしまして幾つか影響するものがございます。

例えば、1,000人以上の個人情報のデータを持っている場合には、こちらの個人ファイル簿を作成し公表することが必要とされます。また、企業等から個人情報の利活用の提案があった場合には、個人が特定されないように情報を加工した上でその情報を提供するということが1つ業務として増えることとなります。また、市民に対しましては利便性が図られるのですが、開示請求で郵送による請求や任意代理人による提供が認められます。また、郵送による開示もできるようになるということで利便性が図られるようになります。

以上でございます。

渡邊教育長 今、補足の説明、議案第15号の小泉代理からのご質問に対する補足説明でございましたが、よろしいでしょうか。

小泉教育長職務代理者 はい。大丈夫です。

相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 それでは、日程5、議案第18号、「相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第18号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、学校運営協議会の委員の報酬の額に係る規定を改正いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

2枚目の新旧対照表の裏面をご覧ください。改正箇所は別表内四角囲みの中段、学校運営協議会委員の報酬額でございます。

3枚目の関係資料をご覧ください。学校運営協議会委員の報酬は、当初、年間6回程度の協議会への参加と通年での活動への参加を想定した報酬額としておりましたが、モデル事業の検証結果から、協議会への参加は年間4回程度であること、また他市の状況を踏まえて年額12,000円から年額6,000円に改正するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日からでございます。

以上で議案第18号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則の説明を終わります。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 額的なものをみると何か愕然とする感じがするのですが、モデル事業の検証結果から、年6回から年4回というのは承知しましたけれども、先ほど通年の活動への参加というのがあって、12,000円ということだったのですが、実際は活動自体あまりないということかどうかということが1点と、あと、他市の報酬額をというところですが、その辺の近隣他市の状況等を教えていただけたらと思います。

以上です。

松本学校教育課長 まず1点目の参加状況ということでございますが、令和4年度でございますと、モデルが3中学校区ございまして、青和学園が学校運営協議会の開催回数が7回、中央中学校区が4回、鶴野森中学校区が3回でございます。こういった定期の学校運営協議会の開催がございまして、それ以外の学校行事の関係もございまして、学校行事の参加を除くとやはり年4回程度の開催が望ましいと判断してございます。

2点目の他市の状況でございますが、指定都市の例で申し上げます。20ある指定都市の中で、自治体で報酬を定めているところについては14ございます。その中で、特に自治体の報酬に関する法的な規定というのがございませぬので、報酬額については自治体で様々でございます。中でも最高額が年額12,000円の本市でございます。最低額につきましては無償というところがございます。千葉市は無償でございます。そのほかの実際の状況についてでございますが、年額6,000円としている自治体が3つございます。横浜市、神戸市、仙台市は年間会議回数が4回で年額6,000円としているところがございます。これ以外に川崎市が開催回数1回について2,000円とありますが、年間の回数を3回としておりますので、これも年額換算でいうと6,000円でございますので、そういったところから、本市の状況につきましては、年額6,000円で年間開催回数4回が妥当であるというところで今回の改正に至ったものでございます。

白石委員 これまでの学校評議員から学校運営協議会の委員ということになって、要は今までよりも学校の運営に積極的に関わっていかうという内容のものだと理解していますけれども、評議員会から協議会に変わって、会議の内容だとか、開催の頻度だとか、その辺に何か大きな変化が見られたのか、ただ名称が変わっただけになってしまっているのか、その辺についていかがでしょうか。

松本学校教育課長 まず、これまでの学校評議員制度と学校運営協議会の違いというところでございますが、学校評議員制度というのは、学校評議員を無償で教育委員会が任命するものでございますが、学校運営に対して外部からご意見をさせていただくというものでございます。それに対しまして学校運営協議会は、これは法で定められた非常勤特別職ということで、地域の方が学校運営側に立ちまして学校運営に関わっていただくと、それで委員として校長先生が策定する学校の運営方針を協議して承認するというお立場でございます。今までと違い、学校の運営側に関わっていただくというところが大きな違いでございます。そうした中で、学校の抱える課題について校長先生と共に考えていただきまして、

地域の資源をより有効に生かした教育活動について、ご意見をいただいたり、一緒に学校運営を進めていくというところに関わっていただいているところでございます。例えば青和学園でも地域資源を生かした教育活動について、校長先生の運営方針に基づいて協議をいただいて、実際に地域の方と連携した教育活動を展開するというところで、非常に有効な形で地域の子どもたちの地域に対する関心と呼んだりとか、また異年齢交流が進む中で非常に自己肯定感が上がるといったような友好的な教育活動が進められているということもございますので、今後の見込みとしては、この学校運営協議会を行う中で、地域の方と連携した教育活動を進める中で、より子どもたちにとって有効な地域と連携した教育活動が進められていくものと考えているところでございます。

白石委員 今、課長からも説明があったように、委員さんには、今までよりも積極的な関わりが求められると思うのです。校長先生の学校運営のことに関して、単に意見を述べるだけでなく一緒になって考えることが必要だと思います。それと、今、モデル事業として3中学校区で実施されてきたわけですけれども、このモデル事業以外には学校運営協議会として設置されているところはないのか、また逆に設置してはいけないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

松本学校教育課長 令和5年度からの学校運営協議会の設置についてでございますけれども、まず、この設置に当たっては、令和3年度に各市内の小学校、中学校に対して事前に学校運営協議会の設置に向けてのアンケートを出して、設置に向けて、学校の準備があるかどうかというところについて回答いただいたというのが令和3年度でございます。そのアンケートを踏まえながら令和4年度、令和5年度の設置に向けて準備を重ねてきたところでございますが、令和5年度については新たに7校設置を考えているところでございます。今までとの大きな違いにつきましては、今までは3つの中学校区で設置をしてきたということでございますが、中学校区の設置で1つ課題がございまして、中学校区ですと組織が大きすぎて学校独自の課題に対応しにくいということがございました。それを踏まえて、令和5年度からは学校単位での学校運営協議会の設置にさせていただきます、これまでの既存の中央中学校区や鶴野森中学校区はそれぞれ学校単位でもやるのですけれども、中学校区内での連携も図っていく予定でございます。新たな7校につきましては、それぞれ学校の課題がございまして、その課題に基づいて地域の方に参画していただきながら、学校の課題のテーマを協議していただいて教育活動を有効に進めていくというところを考えているものでございます。

白石委員 この学校運営協議会は開かれた教育課程を実現するためにも非常に大切なことだと思いますし、この後コミュニティ・スクールですとか地域学校協働活動に関しても非常に大きな関わりを持つものだと思いますので、ぜひ、積極的に開かれた学校になるように、これがうまく機能するようにしていただければと思います。

以上です。

松本学校教育課長 先ほどの説明の補足でございます。令和5年度のコミュニティ・スクールの実施につきましては、これまでの中学校区で進めてきた7校に加えまして、先ほど申し上げました新たな7校が入りますので、合計14校で進めてまいります。この14校の事業につきましては令和5年度、令和6年度にモデル事業を進めてまいります。また、令和7年度以降、その数を増やしていくかということにつきましては、令和5年度、令和6年度のモデル事業の検証を踏まえて行っていきたいと考えております。

以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

これまでは3中学校区、学校数で言うと7校で、そこに中学校区という考え方はやめて各学校で取り組むということで、全部で14校ということが令和5年度、令和6年度の実行になるということですね。

平岩委員 報酬額の根拠なのですが、今後は地域と連携をもっと積極的に行っていくと、相模原市の教育はこれを柱としていくところなのですが、そんな中で、活動状況によって実施回数の制限を設けることができないから報酬額は一律でという部分は十分に納得できるところなのですが、その金額を改定する理由のところ、今後内容的にもっと積極的に参加していただくという中で、回数だけで改定しようというところがちょっと疑問に感じます。回数だけで単純に年額が半分になってしまうというのは少しどうかなと思います。

松本学校教育課長 回数につきましては、年間4回程度というところで先ほど申し上げたところでございますけれども、この報酬の額につきましては、他市の報酬の状況を見た中で改めて設定をさせていただいたところでございます。本市の12,000円は、指定都市の中で一番高い状況でございましたのが、他市の状況を見ながら6,000円というところで改定させていただいたものでございます。

平岩委員 他市の状況を踏まえてということは分かりますが、相模原市はもっと積極的にということの中で、他市と比較してそれを理由にするというのはちょっと違うような気がいたします。

松本学校教育課長 ご指摘になられた点は十分承知いたしましたところでございますが、また年額が減るというところにつきましては大変心苦しいところでございますが、既存の協議会の委員さんにもご説明の上、ご理解をいただいたところでございます。

以上でございます。

平岩委員 予算もあるから分かっておりますが、一応そのようなことで意見を伝えておきたいと思います。

小泉教育長職務代理者 要は全体の取組がどうかということだと思います。やはり先ほど皆さんもおっしゃっていたように、前に進むような、それぞれの実績をより広げていくようなところを是非頑張ってください、金額だけ見た感じでは後ろ向きなところも若干あるのですけれども、前に進むような取組をお願いしたいと思います。

以上です。

細川学校教育部長 大変重要なご指摘をいただいたところだと思っております。大事なのはやはり児童・生徒のために地域、学校が一体となって教育活動を推進していく、そこに尽きると思っております。そうした中で、この報酬額の改定というのは、ともすれば後ろ向きに市が進んでいるのではないかと。教育委員会がこれを後回しにしているのではないかと。ということに捉えられることも危惧されると思います。そうした中、持続可能なこの運営協議会の枠組みづくりということも踏まえた中で、今回、報酬額の改定なども私たちが検討させていただいたところです。ただ、平岩委員、そして小泉職務代理、白石委員から、この事業の大事さについて十分ご議論いただいたところだと思いますので、そうしたことを踏まえて、これが後退するのではなく、このことをきっかけに子どもたちのために前に前に、そして地域で貢献してくださる方々は大切な人材でございますので、その方々の活力や気力やそうしたことを失うことがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

また、各取組をしている学校において前に進むということとともに、全市に広げていきたいという思いと両方がございますので、それを踏まえて持続可能ということでやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、ほかにご質問、ご意見なしということで、これより採決を行います。

議案第18号、「相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第18号は可決されました。

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 次に、日程6、議案第19号、「博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

増田生涯学習部長 議案第19号、博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、中段の提案の理由の欄をご覧ください。

本議案は、博物館法の一部を改正する法律による博物館法の改正及び博物館法施行規則の一部を改正する省令による博物館法施行規則の改正に伴い、博物館の登録の申請に係る規定の改正と、2行下の真ん中あたりにありますとおり、博物館に相当する施設の指定の申請に係る規定の改正等、下から4行目の真ん中あたりにありますとおり、公示に係る規定の削除並びに同法及び同令の条項を引用する規定の整理をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

改正の概要についてご説明いたします。関係資料2をご覧ください。

はじめに、1の改正の概要ですが、今回の改正は法の一部が改正され、博物館登録制度の見直しが行われたことに伴い規則を改正するもので、博物館登録制度の主な見直し内容といたしましては、中段にありますように、1つ目として、地方公共団体や一般社団法人等に限定をしていた設置者要件を法人の類型にかかわらず登録できることとしたこと。2つ目として、登録に当たって、資料の収集や保管等を行う体制等が基準に適合するか審査をするとともに、博物館に関する学識経験を有する者から意見聴取を行うこととしたこと。3つ目として、適正な運営確保のため、運営状況の定期報告などの手続を追加したこと。この3つが挙げられます。

2の規則の改正内容については、第2条から第11条を改正するとともに、第13条を追加するものでございます。

関係資料1の新旧対照表をご覧ください。右側の改正案の欄でご説明をいたします。

はじめに、第2条の登録の申請ですが、法の規定に基づきまして、基準に適合している

ことを証する書類の追加等を行うものでございます。

2ページをご覧ください。第3条の登録の審査等ですが、学識経験者の意見の聴取については、法に規定がされたため、意見聴取の規定を削除するものです。

次に第4条ですが、変更の届出は変更後ではなく、あらかじめ届け出ることが法に規定されたため、届出期限の規定を削除するものです。

第5条ですが、定期報告について、新たに法に規定がされたため、追加をするものです。

3ページをご覧ください。第6条、登録の取消しですが、学識経験者の意見聴取については、こちらの法に規定がされたため、意見聴取の規定を削除するものです。

次に、第7条、廃止の届出ですが、引用する法の条項を改めるものです。

第8条から第11条については、博物館に相当する施設の登録の申請等に係る規定として、先ほどの第2条以降の博物館の登録の申請等の改正に準じて改正をするものです。

4ページをご覧ください。左側の現行の第11条ですが、登録などをしたときはインターネットの利用等により公表することが法に規定されたため、削除をするものです。

5ページをご覧ください。右側に戻りまして、第13条、委任ですが、実施細目の規定を追加するものです。

施行期日については、令和5年4月1日とするものです。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 ここで質問していいかわからないのですが、そもそも昭和26年の法がここで改定されたら、そこがどうしてかというのをちょっと知りたいのですが。

武井文化財保護課長 博物館法の改正の背景になりますけれども、博物館は先ほど言われたとおり、施行からもう70年が経過する中で、その間に文化芸術基本法などの法律が制定されまして、これからの博物館というものが文化芸術の精神を踏まえた文化拠点として、また、まちづくりや、観光など新たな役割を担う、そういう趣旨として求められてきています。このことから、従来ありました設置者要件は撤廃し、民間企業などが参入できるようにしたことや、地域や多様な主体と連携して地域の活性化に寄与するような役割を担うということを目的として改正されたものでございます。

以上です。

小泉教育長職務代理者 実際には4月から改正された場合、博物館等にとってのメリット等があれば教えてください。

武井文化財保護課長 今回は登録の審査をするための規則の改正になるのですが、民間の企業などが入ってくるということもありまして、登録の審査に当たった書類などの追加とか、そういったところを盛り込んだ改正となっております。博物館として登録をすることのメリットになりますと、例えば税金の非課税措置とか、そういったところがございます。

以上です。

白石委員 博物館法の登録制度が変わるという法改正があるということなのですが、博物館として登録するための要件だとか定義だとか、博物館と名乗るためにはどういうことが必要なか教えていただけますでしょうか。

武井文化財保護課長 どういった要件が必要かということになりますと、1つは先ほどご説明しました規則に、登録の申請の方法などで申請書類、こういった書類が必要だというところが記載してあるのですが、それに基づきまして、教育委員会で基準を設定していきます。そして登録に当たっては学識経験者の方に意見を求めるということが必要になりまして、そういったところも手続として加えて登録するということになってきます。

渡邊教育長 具体的に想定している基準ですとか、そういったものはありますか。

武井文化財保護課長 まだ案の段階ではございますけれども、博物館の施行規則、省令に基づきまして基準は作成する予定でありまして、現行の基準は、例えば建物ですと何㎡以上とか、そういう外形的な基準を設定していたのですが、より博物館の質というか、実質的なところに基づいた基準、例えば博物館の資料に関する調査・研究の実施に関する基本的な運営方針などを策定して、そういったものを公表しているかとか、そういった公益性を持って博物館を運営する体制などを整備しているかとか、そういったところが盛り込んだ基準となっております。

白石委員 例えば、博物館法などで博物館というものはどんなふうに定義されているのでしょうか。

武井文化財保護課長 博物館の定義になりますけれども、これは博物館法の第2条に規定されておりまして、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーショ

ン等に資するために必要な事業を行い、併せて資料に関する調査研究をすることを目的とする機関と定義されております。

以上です。

平岩委員 この動きには相模原市として、博物館とかそういったものを民間の力もどんどん入れていこうという思いも含まれているのでしょうか、そうではなくて、あくまでもこの規則の改正というところだけなのでしょうか。

武井文化財保護課長 思いというところでは、民間企業となどが参入できるような門戸を広げたような形の改正になっているかと思えます。

渡邊教育長 他市の動きですとか、そういったことを補足で説明していただくとイメージが湧くのかなと思うのですが、お願いいたします。

武井文化財保護課長 具体的には相模原でも昨年9月に市内の施設にアンケートをとらせていただきました。現行は市内では市立の博物館と、それからアートミュージアムが博物館相当の施設として2施設ございますけれども、それ以外のところでは、今、橋本のアートラボが未定という回答はいただいておりますが、それ以外のところの施設では、特に登録というところは現状考えていないという回答にはなっております。他市では、例えば川崎市の東芝の博物館が登録の準備をしているというところは情報としては持っております。

渡邊教育長 川崎以外は特にないですが、承知しているようなところで、民間がどういうところが参入をしているという情報があるのかというのは。

武井文化財保護課長 そちら以外では情報は得ておりません。

渡邊教育長 法改正等で、市のねらいとしては、こういう博物館の活性化によって、最初の法改正の趣旨であるまちづくりが活性化されていくということだと思うのですが、なかなかそこにまだ追いついていない民間の状況というのものもあるのかなとは感じておりますが、改正を先にしておいて、そういうところが出てくれば活用していただいて、まちづくりにもそういう実際の実組になっていけばいいのかなというところですが、いかがでしょうか。

白石委員 確認も含めてですけれども、そうしますと、要は博物館法の改正によって、いわゆる今まで民間で博物館的なことを運営しているところが博物館として登録することができるようになってくるという理解でよろしいでしょうか。そうだとした場合に、市内に申請すれば博物館として登録できそうな施設というのは何か所ぐらいあるか分かりますでしょうか。

武井文化財保護課長 昨年、対象施設としてアンケートをとった施設は21か所ございます。その中に、例えば、光と緑の美術館、ふれあい科学館、大風センターとか、幾つかは想定されるかなというのがございます。

白石委員 大風会館とかは市が土地を持っていますけれども、要は民間企業からすると、横山の美術館なんかは、さっき非課税措置が適用されるという、それがメリットなのでしょうか。民間の企業からするとどういうメリットがあるのかを教えてください。

佐々木博物館長 制度の開始は博物館ではないのですけれども、この登録博物館になることのメリットの1つ大きいところとして日頃感じているのは、例えば重要文化財のようなものであるとか、例えば私たちも市の文化財を所有していますけれども、それを貸したり、借りたいというときに、やはり登録博物館同士であれば、登録博物館であるということがもう一定のレベル以上の博物館であるということが担保されていると考えられますので、貸していただきやすいとか、こちらも貸すことができるとか、そういうことが現状ではメリットとして感じているところでございます。

以上です。

白石委員 ちょっと箔がつくというイメージでしょうか。

佐々木博物館長 一定のレベル以上が担保されていると推測されるということは、感じております。

渡邊教育長 ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ございませんので、これより採決を行います。

議案第19号「博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

相模原市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 次に、日程7、議案第20号、「相模原市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

増田生涯学習部長 議案第20号、相模原市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。下段の提案の理由をご覧ください。

本議案は、博物館における販売行為等の許可手続に係る規定の追加その他所要の改正について、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

改正の概要についてご説明いたします。関係資料2をご覧ください。

1の改正の内容ですが、相模原市立博物館条例第12条の規定により、博物館における販売行為等が原則禁止をされておりますけれども、同規定中のただし書によりまして教育委員会の許可を得た場合は、販売行為等が可能となっていることから、販売行為等の申請及び許可手続に関する規定を追加するものでございます。

2の施行期日については、令和5年4月1日とするものです。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

白石委員 販売行為の申請が、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。

佐々木博物館長 具体的な想定ですが、まずミュージアムショップが博物館に既にございますけれども、そちらでいろいろな記念品であるとか関連本の販売、そのほかイベントなどでキッチンカーに来てもらうとか、あるいは講座、講演会やプラネタリウムのコンサートのときに本やCDを販売すると、そういったことを想定しております。

以上です。

白石委員 博物館で何かそういうキッチンカーを出したいというときの手続を定めるといふ理解でよろしいでしょうか。

佐々木博物館長 そうですね、キッチンカーを出したいときには手続きをしていただき、許可を受けるといった、基準としては、やはりイベントに付随するものであるとか、そういった一定の基準は持つのかなとは思っているのですがけれども、もともとその博物館のイベントの関連のものであるとか、そういったものを想定はしているのですがけれども、これから、今年度11月の庁議で宇宙をテーマにしたシティプロモーションやシビックプライドの醸成について今後全庁的に取り組んでいくということが決定されまして、今後、観光分野との連携事業において、例えばキッチンカーであるとかそういったプラネタリウムコンサートでの物品販売であるとか、そういったことの販売行為の許可案件の増加が見込ま

れると考えております。

白石委員 J A X Aとの連携も含め、淵野辺公園も近くにありますが、内容によっては、大勢の来場者が見込まれるところだと思いますので、そういうようなことも含め、こちらからPRするのもそうでしょうし、むこうからしたいという場合もあるでしょうし、うまく活用していただければ博物館並びにその周辺を盛り上げるいい契機にもなると思いますので、ぜひ有効に活用していただければと思います。

小泉委員 来場者の方から何か売ってほしいみたいな要望はあるのでしょうか。

佐々木博物館長 日常的に何かを売ってほしいというのは、特にそれほどないのですけれども、ただ、周辺にレストランのようなものがないので、開館当初はレストランが入っていたスペースが現在は自動販売機コーナーになっておりまして、そちらでは飲物や軽食を買えるというふうになっておりますけれども、イベントのときなどはキッチンカーなどがあると大変好評でしたので、やはりそこにはニーズがあるのかなと感じたところでございます。

小泉委員 長蛇の列になったら大変かと思うのですがぜひ頑張っていただければなど。以上です。

渡邊教育長 ほかにございますか。大丈夫ですか。

キッチンカーの設置場所はどこを想定されているのですか。

佐々木博物館長 昨年のJ A X Aの特別公開のときには、日頃大型バスを置いている駐車場の部分、その日は団体利用がない見込みでしたので、そこをキッチンカーのエリアということで、2台、3台来てもらいまして、銀河連邦関係ということで地域の食材を使った丼物であるとか汁物であるとか飲物であるとか、そういったものの販売を行ったところでございます。

渡邊教育長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では、ほかにご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第20号、「相模原市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

ここで、休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

午前 10 時 50 分に再開いたします。

(休憩・ 10 : 43 ~ 10 : 50)

相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標の変更について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 8、議案第 21 号、「相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標の変更について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

宮原教育センター所長 相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標の変更について、ご説明いたします。

本件につきましては、昨年度末、教育委員会においてご承認いただきましたが、その折、委員より、「専門性を高める力」の校長・副校長の表記内容については、職種は違うけれども校長・副校長に求められる資質・能力は同じではないかをご指摘いただき、今年度の相模原市教職員育成協議会において継続して検討してまいりました。本日は、その結果について検討いただくものでございます。

A3 の資料、青色の線を引いた資料 1 と黄色の線を引いた資料 2 をご覧ください。

青色の資料 1 の「指標の現行版」の上段、教諭・総括教諭等の「専門性を高める力」の右端にあります、自己実現期の校長・副校長におきましては、授業構想力と授業改善力のみ表記をしておりました。資料 2、黄色の方の「指標の修正版」では、同じ箇所に養護教諭・栄養教諭と同様の表記を追記するものでございます。

その主旨といたしましては、職種が異なっていたとしても学校管理職として求められる資質・能力は変わることがないをご指摘をいただいたこと、校長・副校長においては学校運営推進者がこれらの職務に適切に当たれているかを鑑み、指導助言等を行うものであるため、主旨に基づいて修正をいたしました。

なお、学校運営推進者につきましては、校長及び副校長の学校運営の補佐役として校長及び副校長の命を受け、例えば各教科等の指導との効果的な関連を図るために、儀式的行事や体育的行事などの学校行事をいつ行うのかを計画する、そういった教育課程の編成や改善を実行する資質・能力が求められることから、現行どおりの表記とさせていただいております。

次に、専門性を高める力の授業改善力、右上、発展期、それと自己実現期の中堅研以降

のすべての教職員の表記についてでございますが、検討を重ねていく中に、経験年数に関係なく互いに学び合う教員の姿を目指していることから「後輩」という記述を削除するものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉委員 形は若干変わりますが中身は同じだと思うのですが、これに伴って来年度の研修を組むのに少し変えたとか、変化はあるのでしょうか。

奥津教育センター担当課長 今おっしゃっていただいたように、今後、人材育成指標を整理していく中で、この指標に基づく研修が何なのかというものを今ある研修について、全て洗い出しを行い、精選できるものは精選し、充実するところは充実するというものを今年度1年かけて行ってきた経緯がございます。そういったものがしっかりリンクされ、現場の先生方に伝わるような研修講座案内を次年度に発行する予定でございます。

以上でございます。

小泉委員 前回のときもお話ししたかと思うのですが、これがそういう意味では自分自身がどこにいて、これからどこを目指すかというまさに指標だと思うのですが、それは結局、最終的には自分自身の自覚が一番大事だと思いますので、ぜひそういった意味でも自覚の高い人に対してはより刺激のあるような研修であるとか、そうでない人には職場内での意識向上であるとかそういったところを含めて、いい活躍ができるように期待しております。よろしく申し上げます。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんので、これより採決を行います。

議案第21号、「相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標の変更について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第21号は可決されました。

学校財務事務研修の実施について

渡邊教育長 次に、日程9、報告第5号、「学校財務事務研修の実施について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

佐藤学務課長 報告第5号、学校財務事務研修を実施いたしましたので報告をさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、お手元の資料の2ページ目をお開きいただければと思います。

こちらに1番として目的がございます。学校の再配当予算執行において不適正な経理処理により職員が処分されたことを受けまして、再発防止策として、教職員のコンプライアンス意識の徹底や財務に携わる職員の実務能力の向上により適正な事務執行を図ることができるよう、研修を実施したところでございます。

研修の内容でございます。3つほどございます。

まず、1番目といたしまして、コンプライアンスの遵守について、それから2番目として、財務に係る関係法令及び事務執行における確認事項について、3番目として、誤り事例の解説、これらを研修内容とさせていただきました。

受講者でございますが、各小・中学校・義務教育学校全ての学校長、副校長、学校事務職員を対象とさせていただきました。

日程でございます。表のとおりでございますが、2月27日から3月14日まで、5回に分けて実施をさせていただいたものでございます。

受講の状況でございますが、対象者といたしまして全347人のうち329人が受講されまして、未受講者は18人でしたが、学校ごとに見ますと、校長・副校長・事務職員が出なかったという学校はありませんので、この18名の方については、下に書いてありますけれども、未受講者に対しては受講者から周知を行うということで対応させていただくというような形にさせていただいているものでございます。

なお、受講者の方の声ですけれども、適正な会計事務執行に努めなければならないこと、自身の役割を再確認・理解できた、意識が高まったという声ですとか、今回の研修は基本的な法令から説明してもらったので必要不可欠なもので有意義であったという声、あるいは、校長・副校長・事務職員で連携、確認が必要だと感じたというような声をいただいているところでございます。

報告については以上でございます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

白石委員 全部で5日間研修をされたということかと思えますけれども、日程の1と2の学

校長対象のものと、3・4・5、学校長・副校長・事務職員を対象としたものと、研修の内容が違うものなのか、どのような点に違いがあるのかをちょっと教えていただけたらと思います。

佐藤学務課長 対象としては、学校長のグループと、それからそれ以外というような形で分けさせていただいたというのがあるのですが、内容は同じで、同じ資料を使ってやらせていただきました。

渡邊教育長 ほかはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、この件はよろしいでしょうか。

令和4年度教職員研修実施状況等について

渡邊教育長 次に、日程10、報告第6号、「令和4年度教職員研修実施状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

宮原教育センター所長 それでは、令和4年度教職員研修実施状況等について、ご説明いたします。

まず、資料1-1、令和4年度教職員研修実施状況等についてをご覧ください。

令和4年度の教職員研修につきましては、昨年度に引き続き、めざす教員像、「教育愛にあふれ社会の中で学び続ける教員」の実現に向け、教員に求められる資質・能力を「教職の素養」「マネジメント」「子ども理解・学級づくり」「授業づくり」の4つのカテゴリーに分け、それぞれに対して「教育職としての本質に迫る力」等、めざす力を設定して研修を実施してまいりました。

研修講座につきましては、(3)の研修講座AからEにお示ししているとおりでございます。

続いて、中段、2の(1)、実施講座回数と受講者数についてでございますが、今年度は3月末見込みで261回の講座を実施し、受講者は延べ約12,000人となりました。

今年度は、計画の段階から講義形式のものにつきましては基本オンラインとしたため滞りなく開催でき、また、集合研修につきましても急遽オンラインに変更して実施しておりました。

1枚おめくりいただいて、資料1-2、令和4年度教職員研修における各研修の重点及び成果と課題をご覧ください。こちらにつきましては、今年度の研修について整理し、一

覧にしたものでございます。

続きまして、2枚おめくりいただいて、資料2-1、令和4年度教育センター研究・研修事業に関するアンケート(まとめ)をご覧ください。

こちらは、校長を対象とした、主に1、この方向でよい、2、再度の検討が必要、3、わからない、の3つから選ぶ方式を用いて実施したアンケートでございます。

初任者研修と3年次研修につきましては概ね方向性について「よい」と回答をいただいておりますが、向上期研修や支援教育研修等、検討が必要な研修もございます。また、研修や研究科におきましては、オンライン化が進む中、教育課程研究会等につきましては集合を望む声もございます。

続いて、3枚おめくりいただいて、資料2-2、令和4年度教育センター研究・研修事業に関するアンケート(記述部分抜粋)をご覧ください。

こちらにつきましては、自由記述欄から主な意見を、キャリアステージ研修について、それから専門研修についてなど8項目についてまとめたものでございます。総じて申しますと、成果として挙げられているものといたしましては、研修全般に学校訪問して指導していただける研修は大変実りが多い、また、研修者本人も充実感を感じていた、さらには、実施経過についてはコロナ禍でも工夫をして対応しているところがよいと感じたなどの感想をいただいております。

課題といたしましては、研修の案内だけでは、その研修を受講するとどんな力が身につくのか、それが分かりにくい、希望しないで終わってしまうことも多いと感じる。また、教員配置について、欠員が多い状況にあるので対面での研修は必要な回数にとどめ、できるだけ精査していただけるとありがたいなどの意見がございました。こうしたことを踏まえながら研修や研究を実施し、人材育成につきましては学校と教育委員会とで連携しながら、学校の主体的な取組の支援に努めていきたいと考えております。

続きまして、1枚おめくりいただいて、資料3、令和4年度の主な成果と課題(まとめ)をご覧ください。令和4年度の主な成果といたしまして、4点挙げております。

本市の掲げる「スタートとゴールを大切にした授業」の理解が進んでいることを成果として捉えており、スタートとは、授業を行う前の子どもの実態、ゴールとは、子どもたちに身につけさせたい力がついた状態を表しております。受講者に「スタートとゴールを大切にした授業」を実践しようとする姿が見られたことは、初任者から3年次までの基礎形成期、3年間の研修に力を入れてきた表れだと考えております。

また、研修の実施形態の見直しを図ったことにより、概ね大きな混乱もなく、効果的な研修を実施することができたという成果として捉えております。令和4年度の主な課題といたしましては5点挙げておりますが、研修後、各校において研修内容等の周知が図られていない場合があることについては、各研修の内容等を校内で共有するための手立てを研修の中で示唆したり課題として提示する必要があると考えております。また、人材育成指標の活用につきましては、好事例を周知するなどの取組が必要であると考えております。

以上で報告を終わりにいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉委員 研修の案内だけでその研修の内容、どんな力がつくか分からないというアンケートの答えがあったと思うのですけれども、それに対して今後の具体的な方策を考えているのかということと、研修内容を校内に周知というところがありましたけれども、今はもうネットがすごく発達しているので、例えばオンデマンドであるとか、見逃し配信ではないですけども、そんなようなところも当然考えられている気がするのですけれども、その辺、先の見通し、明るい話をお願いしたいと思います。

奥津教育センター担当課長 では、今の2点についてご説明させていただきます。

まず、1点目の研修の案内だけではどんな力が身につくのか分かりにくいという声の対応でございますが、次年度、研修講座案内の中にピクトグラムという図式化したものを表すことを予定して準備しているところです。

これは、先生方ご自身が自分を振り返って自己評価をしたときに、今この力が伸びていてこの力が足りていないというものを視覚的に表すような工夫をまず考えています。その上で、この力を更に伸ばしたいですとか、この力が欠けていると思ったから伸ばしていこうという声に対応するために、それを一目で分かるようなピクトグラムを用意させていただいて、そのピクトグラムを、電子媒体になっていきますので、画面を触るとその研修の一覧が出るようなそんな仕組みを考えて準備を進めているところでございます。

先ほどもいただきましたが、まず先生方ご自身の自己評価をしていただいて自分の強み・弱みをしっかり把握した上で研修を選ぶ、そういった教員自らが研修に向かうような体制を整えているところでございます。

続いて、2点目の研修を受けたものをどのように校内等で周知するかにつきましては、今年度、大きく2点行っております。

1点目としましては、各教科の担当者が受ける研修がございますが、今までは振り返り用紙を書いてそれを教育委員会に提出するようなこともございましたが、これは今年度から始めたわけではなく数年前から行っているのですが、教科ごとに学んだことの振り返りを書いた後、学校の管理職に見ていただいて確認した上で教育委員会に提出するというのを1点行っております。

また、2点目、全国学力・学習状況調査の考察結果に基づく研修におきましては、実際に授業改善の具体例を示させていただいてそれを各学校で共有するように、この部分についてぜひ共有してくださいということを教育委員会として示しております。実際にその後どうだったかというアンケートを追っておりますが、各学校ともに共有したり、そして実際に取り組んだという回答は8割から9割ほど得ているところでございます。オンデマンドについてもできるものから準備を進めているところでございます。

以上でございます。

小泉委員 先ほどの指標と関わる場所なのですから、より一人ひとりのニーズに合った、また最終的にそれが子どもに還るわけですから、充実した研修をよろしく願いたいと思います。

以上です。

白石委員 令和4年度は261講座、約12,000人の方が受講されたという実績になっておりますけども、この中で、例えば必須で受けなければいけない研修と希望者が受ける研修と、割合はどんな感じが教えていただけますでしょうか。

宮原教育センター所長 いわゆる悉皆研修と呼ばれるものの、正確な人数はちょっと把握しておりませんので、該当する研修については、初任研、それから中堅、それから2年・3年ですね、そういったところになるのですけれども、その年の年次の該当者数を合計した数になるので、その辺がちょっと手元に数字がございませんので、そういった研修は該当します。その他につきましては、希望研修となっております。

白石委員 感覚として261講座のうち何割ぐらいが必須でしょうか。

宮原教育センター所長 感覚的なものでよろしいでしょうか。約4割ぐらいだというふうには捉えております。

以上でございます。

白石委員 そうしますと、残り6割は希望者が参加を希望して受講する研修ということになるかと思いますが、その場合、受講者数の定員があるかと思いますが、希望する

手挙げ方式の研修のうち参加者の割合、定員に対してどれくらい埋まっているのか、または学校によって参加する割合が違うのかとか、その辺はいかがでしょうか。

奥津教育センター担当課長 学校によっての割合というものは把握しておりませんが、研修の内容によって希望研修においては先生方の受講の数が変わってくると、肌感覚になってしまいますが承知しております。例えば、特別支援学級に関わるような研修や人権とか、そういったものについては、今、先生方も非常に意識が高いので希望を受ける先生方が多いという印象がございます。

以上でございます。

白石委員 階層によって必ず受けなければならない研修は、皆さん当然受けるのだと思いますが、希望者が受ける研修については本人の意識もあるかもしれませんが、学校の雰囲気によって研修に行きづらいたるうから、校長の姿勢によって行ってきやすいところと、こんなことを言う人はいないでしょうけど、そんなの行っている暇はあるのかみたいなことを言われてしまうと行きづらくなってしまったり、そういう研修を受けやすい雰囲気の醸成も必要だと思いますので、これだけ綿密に研修を組まれているので参加する方が少しでも多くなるように、そういう環境も含めて意識の醸成もしていただきたいと思います。

以上です。

平岩委員 教えていただきたいのですが、先ほど「振り返り」という言葉がありましたが、振り返りとは実際にどういうことをなさっているのでしょうか。

奥津教育センター担当課長 それぞれの研修ごとに、今日の講座の内容が理解できたかとか、次の自分の教員の仕事に役立つかといったことを4項目ほど聞かせていただいた後に、最後に5項目として今日の気づきについてご自身の言葉で振り返りをいただくように計画をしているところです。ここにつきましては、次年度以降は、国の施策も変わったところもございまして、そういった振り返りをしっかり蓄積していくような、自分がどんなことを研修で学んだのかというのを、後日その先生、そして管理職の方も振り返れるような、そんな取組を今進めているところでございます。

以上でございます。

平岩委員 それを文章で書くということですか、残していくことですか。

奥津教育センター担当課長 文章で残すということでございます。

平岩委員 今後に役立てるということでとても大事なことですし、ご自身が自分でどういうふうに理解したかというのを確認するためにとても大事なことだと思うのですが、それ

が負担になってしまうと受講したくないなと思うので、その辺のいいバランスを考えていただければなと思います。

宮原教育センター所長 ご指摘のとおり、教員に負担感があっては積極的に受講するという気持ちにつながりませんので、教員にとって今現在と大きく負担が増えるということがないように配慮しております。

以上でございます。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

この件はいいですかね。では、終了といたします。

渡邊教育長 それでは、ここで前定例会議後の私の活動状況等についてご報告させていただきます。

2月18日から相模原市PTA大会がございました。4校の事例発表があり、教職員と保護者が連携して子どもたちのためにコロナ対策を含め様々な創意工夫をして活動して下さっていることが分かりました。当日、博物館では、はやぶさ2の寄席ということで桂福丸さんとおっしゃる落語家の方を招いて宇宙落語と、はやぶさ2のプロジェクトマネジャーの津田雄一さんなどを迎えてのスペシャルトーク、そして第2部としてプラネタリウムにおいて、はやぶさ2の全天周映画が上映されました。

2月19日、スポーツ協会表彰で、県大会とか全国大会などで優秀な成績を収められた学生さんの表彰式が行われ、優秀な成績を収められている方々を拝見させていただきました。

2月26日に小学生駅伝大会が銀河アリーナで行われまして、小学生の駅伝ということで立派に走っていらっしゃることを応援してまいりました。

同じ2月26日ですが、あじさい会館ホールで第43回の民俗芸能大会が開催されました。藤野の村歌舞伎ですとか大島の獅子舞など7団体の民俗芸能が披露されました。子どもたちも参加するような活動もございましたが、担い手不足に悩む団体も多く、活動の継承のために教育委員会としても取り組んでいく必要を実感いたしました。

3月1日に、宮上小学校で学校サポーターの方が授業の中で支援している様子を、ボランティアで活動しているご様子を視察させていただきました。この取組を必要とする多くの学校で実際にその取組ができるように、制度化していくことなど検討が必要だなと思いました。

3月4日・5日は市内多くの地域で公民館まつりが開催されました。コロナの影響で中

止や展示のみとなっていたような公民館まつりですが、今回については踊りや合唱などの活動の発表やバザー、体験ブースなどが設けられ、幾つかの公民館まつりでは食べ物の販売、持ち帰りのところもそこで食べることができる場所もそれぞれでしたが、家族連れや子どもたちが大喜びで参加され、にぎやかな様子が拝見できました。いよいよ活動が再開されてきているなど実感いたしましたし、発表の場ができると目標ができて日々の活動にも力が入るのではないかなと大変うれしく思いました。

3月12日、さがみ風っ子教師塾の卒塾式が行われました。10月の入塾式、緊張してなかなか自信がなさそうな様子だった学生さんも多かったのですけれども、大変頼もしくやる気に満ちていらっしゃる様子が拝見できました。将来の教員を養成していくために大変重要な取組だと認識をいたしました。

昨日、3月27日ですが、長期派遣研修の報告会がございまして、教員研修センターですとか、それから玉川大学や横浜国立大学などで1年間学んでこられた方、それから国立教育政策研究所の教育課程センターに派遣されていた先生など4名の方の研究成果の発表を伺いまして、大変すばらしい発表をいただきましたので、これを実際に発表に終わらずに実践していただき、またそれを他校、ほかの先生方の中にも広げていくということが大切だなと思いました。機会があれば、ほかの委員の皆様にも見ていただきたいと思いました。

以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は4月26日、水曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は、4月26日、水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

閉 会

午前11時23分 閉会